

副首都・大阪にふさわしい大都市制度

《総合区素案》

平成29年 8 月10日

副首都推進局

【 総 論 】

目 次

1	大阪市が総合区設置により目指すもの	総論- 1
2	住民自治の拡充に向けた制度設計	総論- 2
3	二重行政の解消に向けた取組みの推進	総論- 8
4	総合区設置による効果	総論- 9
5	各論におけるポイント	総論- 1 1

- ◆ 本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として精査し、とりまとめたもの
- ◆ 議会や大都市制度（特別区設置）協議会における議論を踏まえ、必要に応じて、追加・修正を行っていく

1 大阪市が総合区設置により目指すもの

「副首都・大阪」にふさわしい 新たな大都市制度の実現

- 住民に身近なサービスを区役所で提供
- 地域のことは地域でできるだけ決定 【住民自治の拡充】

実現するため

- ◆ 総合区長権限の拡充
- ◆ 総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みの構築
- ◆ 住民意見を反映するための仕組みの構築

総合区長(特別職)は、政策や企画の立案を含め、住民に身近なところで総合的かつ包括的に行政を実施

- 副首都にふさわしい都市機能強化
- 二重行政の解消に向けた取組みを引き続き推進 【二重行政の解消】

実現するため

- ◆ 市長は、市全体の視点からの
政策・経営や重要な課題に集中して取り組む
- ◆ 府市連携・一元化に向け、
指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行う

2 住民自治の拡充に向けた制度設計

(1) 制度設計の方向性

◆ 総合区長権限の拡充

- 現在の区役所（保健福祉センター含む。以下同じ。）で実施している事務に加えて、局から総合区に事務を移管

◆ 総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みの構築

- 事務権限の拡充に応じた
 - ・ 体制の整備と総合区長の組織マネジメント（職員任免権）
 - ・ 総合区長の財務マネジメント（予算意見具申権）

により、住民ニーズを施策へ反映

* 予算編成、条例提案等は、市長が市全体の視点から行う

◆ 住民意見を反映するための仕組みの構築

- 総合区政会議
- 地域自治区・地域協議会

2 住民自治の拡充に向けた制度設計

(2) 総合区が担う事務と区数

局と総合区の役割分担を明確化

- ◆ 総合区は、住民に身近なところで住民生活と密接に関わる事務を担う
- ◆ 局は、市全体の統一性・一体性や高度な専門性が求められる事務を担う

住民に身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して設計

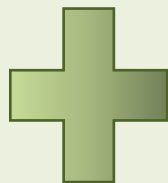
総合区が担う事務

- ◆ 「住民の日常生活に直結する事務を幅広く包括的に行う一般市」が実施する事務をベースにしながら、住民生活と密接に関わる事務を担う

総合区の区数

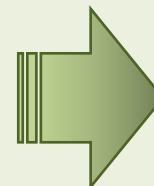
- ◆ 総合区において、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するには一定まとまった規模の人口が必要
- ◆ サービスの提供に必要な組織体制と財源を整えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制

住民に身近な
行政サービスが
提供できる体制



- ・ 現行職員数の範囲内
- ・ コストを抑制

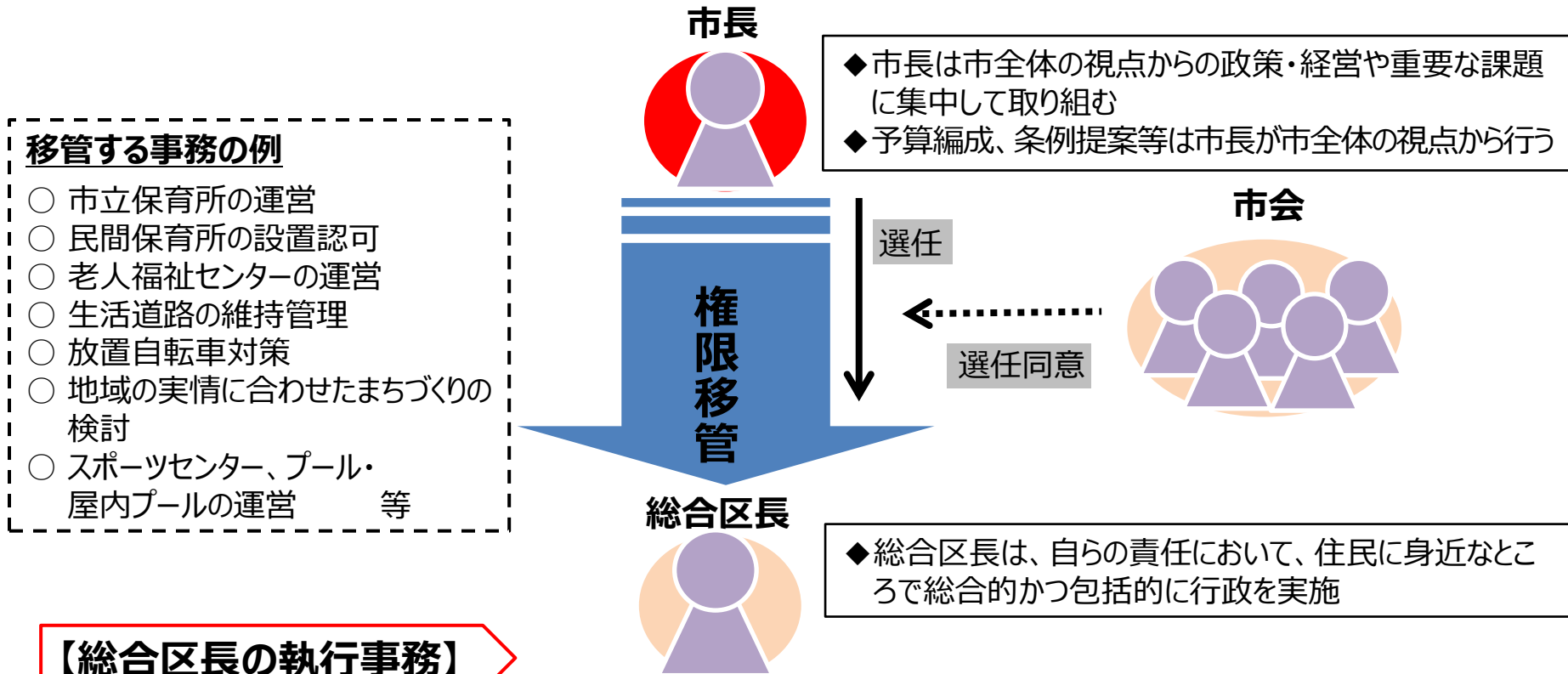
【 効率的な市政運営 】



8区へ合区

〔 将来推計人口
30万人程度 〕

(3) 総合区長権限の拡充（総合区長の執行事務と市長・総合区長の関係）



【総合区長の執行事務】

- ◆ 総合区の区域にかかる政策及び企画
- ◆ 住民の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務
- ◆ 総合区の住民相互間の交流を促進するための事務
- ◆ 社会福祉・保健衛生に関する事務のうち、住民に対して直接提供されるサービスに関する事務
- ◆ 総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

※ 現在の24区役所で行っている窓口サービスは、現在の24区単位に地域自治区を置いて実施

等

2 住民自治の拡充に向けた制度設計

(3) 総合区長権限の拡充（職員数・予算規模）

局から総合区への事務の移管

職員数

（事務移管に見合った職員の配置）

予算

（総合区長がマネジメントできる
財源の充実）

区CMとは・・・
（シティ・マネージャー）

現在

総合区

（平成28年度）

市全体（16,400人）

局
11,600人

行政区
4,800人
（平均200人／区）

市全体（16,400人）

局
9,400人規模

総合区
7,000人規模
（平均880人／区）

※職員数31,700人から、下水道、学校園（幼・小・中・高）、消防、公営企業（交通・水道）を除く

（金額：H28年度当初予算）

区CM予算
（各局で計上）
159億円

区予算
82億円

総合区執行予算
58億円

総合区予算
226億円

総合区予算・総合区執行
予算の内訳は、平成28
年度当初予算で試算した
ものであり、今後の検討に
より変動する

※総合区執行予算は、局で予算の配付を行い、事業は総合区において総合区長のマネジメントで執行

◆区長を局長より上位に格付けし、局を区長の補助組織に位置付け、区長の指揮監督のもとで総合的な観点から基礎自治業務を実施する仕組みとして導入。区CMは区長をもって充てる

(4) 総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みの構築

総合区長の組織マネジメント

- ◆ 総合区において、効果的・効率的に事務を実施できる組織体制の構築
- ◆ 局からの事務移管と合区により拡大する区組織において、総合区長が区職員を任免し、より効果的な人事配置を実施（**職員任免権**）

総合区長の財務マネジメント

- ◆ 事務の移管に合わせて、総合区長の主体的な区政運営により地域の実情に応じたサービスを提供する財源が充実
- ◆ 総合区の予算要求について、総合区長が市長に直接意見を述べることができ、次年度の予算編成に向けた市長・副市長との意見交換や方針策定に参画できる仕組みを導入（**予算意見具申権**）

* 総合区長の意見を市政へ反映できるよう、総合区長が市長・副市長と政策協議できる場も設定

* 区内にかかる局事業について、総合区長が調整・関与できる仕組みも検討

2 住民自治の拡充に向けた制度設計

(5) 住民意見を反映するための仕組みの構築

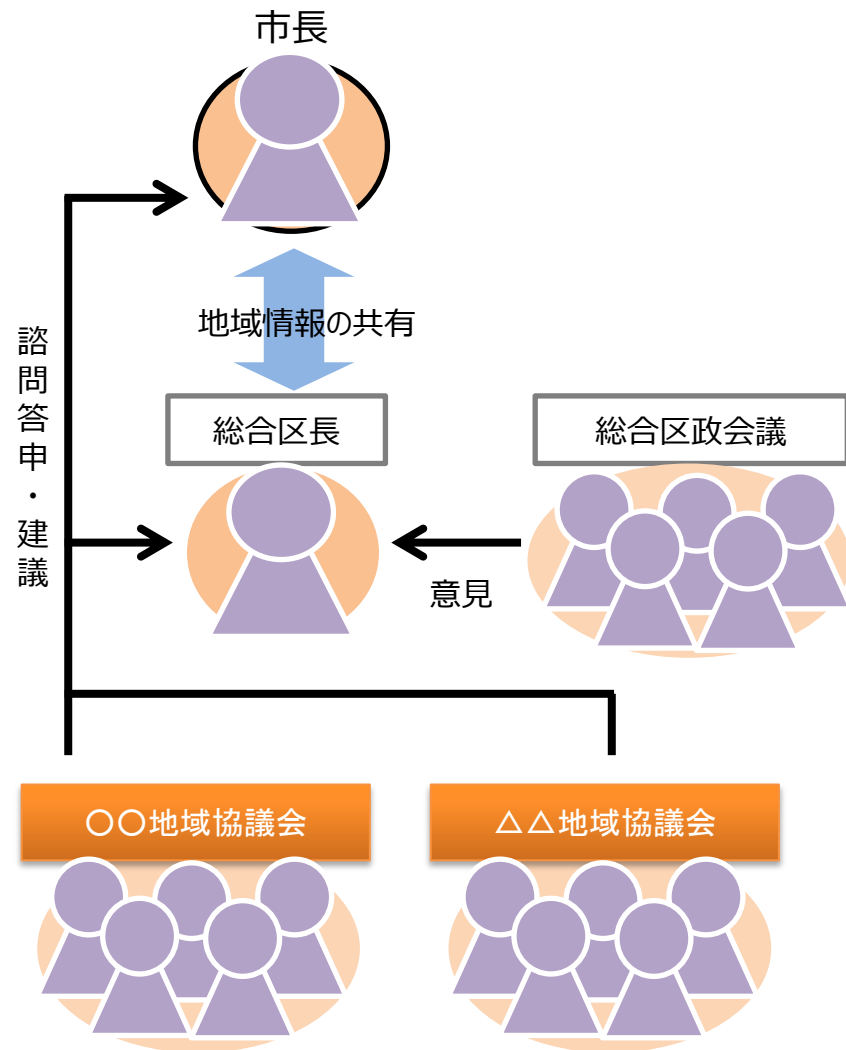
総合区政会議

- ◆ 総合区域内の施策及び事業について、その立案段階より、住民が意見を述べ、区政運営に反映する仕組みとして、現在の区政会議と同様に大阪市独自の条例に基づく、総合区政会議を設置

地域自治区・地域協議会

- ◆ 地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映するため、現在の24区単位で、地域自治区を設置し、地域協議会を置く
- ◆ 地域協議会は、地域自治区の事務などについて、市長・総合区長等の諮問を受けて、あるいは地域協議会として自ら意見を述べるができる
その場合、市長・総合区長等は必要に応じて、適切な措置を講ずる

市長・総合区長・総合区政会議・地域協議会の関係



3 二重行政の解消に向けた取り組みの推進

【現在】

- ◆ 副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）において協議・調整を行い、高次の都市機能（広域機能）の充実に向け、府市連携・戦略の一元化を推進

都市インフラの充実

- ・淀川左岸線延伸部など
ミッシングリンク解消の取り組み
- ・なにわ筋線の事業化など
鉄道網の充実強化の取り組み
など

安全安心を担う 公共機能の高度化

- ・府市消防学校の一体的運用
- ・府立公衆衛生研究所と
市立環境科学研究所の統合
など

産業支援・研究開発体制 の充実

- ・府市信用保証協会の統合
- ・府立産業技術総合研究所と
市立工業研究所の統合
など

【総合区設置後】

- ◆ 市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組む
- ◆ 副首都として求められる都市機能の強化や、二重行政の抑止・解消に関して、引き続き、副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）において協議・調整を行い、具体化に取り組む

都市インフラの充実

安全安心を担う 公共機能の高度化

産業支援・研究開発体制 の充実

4 総合区設置による効果

(現在)

住民に身近なサービスを区役所で提供 地域のことは地域でできるだけ決定		都市機能強化・二重行政の 解消等の取組みの推進
総合区長権限の拡充と 権限を最大限発揮できる仕組みの構築	住民意見を反映する ための仕組みの構築	府市連携・戦略の一元化に 向けた取組みの推進
○24区役所で身近な窓口サービスを実施 ○区CM制度を導入し、局の事務の一部を区長の指揮監督のもとで実施	○行政区域内の施策等について、住民が意見を述べ、区政運営に反映させるための仕組みとして、24区に区政会議を設置	○副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）において、二重行政の解消等に関する取組みを実施

(総合区設置)

◇身近な総合区に権限を移管し、区長権限を拡充、それに応じた体制を整備（事務権限拡充、組織体制整備、職員任免権、予算意見具申権） ◇現在の24区単位に地域自治区（事務所）を設置	◇各総合区に総合区政会議を設置 ◇現在の24区単位に地域自治区（地域協議会）を設置	◇副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）において引き続き協議
--	--	--

 ≪効果≫
 ≪効果≫

総合区長が権限を発揮	地域の声を直接 市政・区政へ	府市連携・一元化の推進
◇住民に身近なところで効果的・効率的に行政を行う体制が整備され、よりきめ細かいサービスを提供 ◇現在の24区役所において提供する窓口サービスを継続して実施	◇総合区政会議等により、総合区長は地域の実情に応じた施策を展開 ◇地域協議会により、地域の合意形成がはかれるとともに、地域の多様な意見が施策に反映	◇市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に注力し、府市連携・戦略の一元化に向けた取組みを引き続き推進

(参考) 大阪市における総合区制度

■ 総合区設置による大都市制度の姿 (イメージ)

